

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【中間会計期間】	第161期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 中川 智
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 中川 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目13番10号 日本橋サンライズビルディング7階)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第160期 中間会計期間	第161期 中間会計期間	第160期
会計期間	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (百万円)	5,570	6,709	13,337
経常利益 (百万円)	136	362	682
中間(当期)純利益 (百万円)	110	255	536
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	829	829	829
発行済株式総数 (千株)	3,248	3,248	3,248
純資産額 (百万円)	14,318	14,989	14,796
総資産額 (百万円)	23,379	25,146	25,000
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	34.04	78.80	165.65
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	33.85	78.35	164.69
1株当たり配当額 (円)	-	35.00	70.00
自己資本比率 (%)	61.1	59.5	59.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	849	139	1,591
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,079	1,370	12
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	196	237	207
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (百万円)	5,030	3,193	4,669

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 161期中間会計期間より、キャッシュ・フロー計算書において保険積立金の積立による支出の金額に重要性が増したことから、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「保険積立金の積立による支出」を「投資活動によるキャッシュ・フロー」において独立掲記することとしております。そのため、160期中間会計期間および160期会計期間の主要な経営指標等について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業業績・所得環境の改善による経済活動の活性化やインバウンド需要の増加などを受け、緩やかな回復基調が続いております。世界経済については、地政学リスクに加え、米国の関税政策の影響もあり、不確実性の高い状況が継続しております。

外航海運業界は、大型船のみならず近海船建造の造船所においても3、4年先まで受注が確定している状況で、新規の商談は2029～2030年の船台となっております。当社の主要マーケットである内航海運業界におきましては、引き続き船価高が続いておりますが、運賃、用船料の改善が徐々に進んでいたため、着実に代替え建造が実施されております。ただし、造船所側は人手不足の影響で年間建造隻数を増加させることは難しい状況で、これを受けて多くの船主が自社船の船齢を考慮して船台予約に動いた結果、5、6年先まで船台が予約で埋まった造船所も出てまいりました。また、海外向け案件につきましても、タンカー系を中心に受注が回復しており、引き合いも高位安定の状態が継続しております。

このような企業環境のもと、当中間会計期間の経営成績につきましては、受注高は主機関の受注が増加したことから、前年同期比14.1%増の8,576百万円となりました。売上高についても、主機関が大幅に増加したことから、同20.4%増の6,709百万円となりました。受注残高は同9.3%増の8,876百万円となりました。

損益面につきましては、部品販売において原価率の高い購入機器類が増加し採算が悪化したこと、また舶用事業以外のCMR（鋳造・金属機械加工）の販売が落ち込んだことから、当中間会計期間の業績予想を下回りました。しかし、前年同期の損益に影響した電子制御機関の受注損失引当金計上が当中間会計期間には発生しなかつたため、営業利益は309百万円（前年同期比191.6%増）、経常利益は362百万円（同165.9%増）、中間純利益は255百万円（同131.7%増）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、近海船向け2サイクル機関の出荷が増加したことから3,961百万円（前年同期比39.9%増）となりました。部分品等の売上高は、CMRが減少したものの、国内・海外ともに部分品・修理工事が増加したことから2,748百万円（同0.4%増）となりました。

財政状態の分析

当中間会計期間末における流動資産は12,900百万円となり、前事業年度末に比べ125百万円減少いたしました。これは主に有価証券が100百万円、製品が561百万円増加したものの、現金及び預金が775百万円減少したことによるものであります。固定資産は12,245百万円となり、前事業年度末に比べ270百万円増加いたしました。これは主に投資有価証券が226百万円、投資その他の資産のその他に含まれる事業保険積立金が150百万円増加したものの、投資その他の資産のその他に含まれる繰延税金資産が71百万円、有形固定資産が68百万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は25,146百万円となり、前事業年度末に比べ145百万円増加いたしました。

当中間会計期間末における流動負債は6,897百万円となり、前事業年度末に比べ84百万円減少いたしました。これは主に契約負債が609百万円増加したものの、その他に含まれる未払金が268百万円、支払手形及び買掛金が137百万円、電子記録債務が197百万円、賞与引当金が23百万円減少したことによるものであります。固定負債は3,258百万円となり、前事業年度末に比べ37百万円増加いたしました。これは主に退職給付引当金が39百万円増加したことによるものであります。この結果、負債合計は10,156百万円となり、前事業年度末に比べ47百万円減少いたしました。

当中間会計期間末における純資産合計は14,989百万円となり、前事業年度末に比べ193百万円増加いたしました。これは主にその他有価証券評価差額金が156百万円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は59.5%（前事業年度末は59.1%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,475百万円減少し3,193百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果139百万円資金の増加(前年同期は849百万円の増加)となりました。これは主に、棚卸資産の増加467百万円、仕入債務の減少334百万円があったものの、税引前中間純利益の計上353百万円、売上債権の減少487百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果1,370百万円資金の減少(前年同期は1,079百万円の増加)となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入1,800百万円があったものの、定期預金の預入による支出2,600百万円、有形及び無形固定資産の取得による支出418百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は237百万円(前年同期は196百万円の減少)となりました。これは主に、配当金の支払225百万円があったことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は96百万円で、新規事業の創出活動を目的とする特命担当チームで生じた費用を含めております。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,248,548	3,248,548	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数100株
計	3,248,548	3,248,548	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月23日(注)	-	3,248,548	-	829,055	5,110	76,586

(注)譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分差額による増加であります。

処分価格 3,590円

処分株式数 2,258株

割当先 取締役4名、上席執行役員4名

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
阪神ディーゼル取引先持株会	神戸市中央区海岸通8	221	6.83
株式会社オゾネ	神戸市中央区中町通3丁目2-15	202	6.24
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	169	5.22
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	158	4.87
株式会社アンダーウッド	兵庫県明石市東人丸町30-17	147	4.54
木下和彦	神戸市中央区	101	3.13
株式会社ノザワ	神戸市中央区浪花町15	93	2.87
玉越裕美子	兵庫県明石市	92	2.85
京阪神興業株式会社	神戸市中央区浪花町15	90	2.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K.	77	2.38
計	-	1,353	41.75

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,232,300	32,323	-
単元未満株式	普通株式 9,048	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,248,548	-	-
総株主の議決権	-	32,323	-

(注)「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	7,200	-	7,200	0.22
計	-	7,200	-	7,200	0.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、ひびき監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,469,225	4,693,826
受取手形及び売掛金	2,935,140	3,244,861
電子記録債権	976,756	794,542
有価証券	100,000	200,000
製品	414,786	976,689
仕掛品	1,969,750	1,792,527
原材料及び貯蔵品	971,632	1,054,733
その他	188,430	143,488
流動資産合計	13,025,721	12,900,669
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,324,650	1,310,762
構築物(純額)	140,532	138,431
機械及び装置(純額)	664,396	901,905
車両運搬具(純額)	2,611	1,632
工具、器具及び備品(純額)	253,398	245,739
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	325,545	44,523
有形固定資産合計	8,529,007	8,460,867
無形固定資産	442,634	468,456
投資その他の資産		
投資有価証券	1,943,997	2,170,545
その他	1,086,772	1,173,301
貸倒引当金	27,800	27,800
投資その他の資産合計	3,002,969	3,316,047
固定資産合計	11,974,611	12,245,371
資産合計	25,000,333	25,146,041
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,592,500	1,455,463
電子記録債務	1,295,679	1,097,942
未払法人税等	133,346	130,583
契約負債	2,432,128	3,041,825
賞与引当金	249,000	226,000
製品保証引当金	11,064	10,664
受注損失引当金	243,400	227,800
その他	1,025,304	707,219
流動負債合計	6,982,423	6,897,499

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	1,516,173	1,516,173
退職給付引当金	1,436,495	1,475,495
その他	268,710	267,139
固定負債合計	3,221,378	3,258,808
負債合計	10,203,802	10,156,308
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,055	829,055
資本剰余金	71,476	76,586
利益剰余金	9,886,569	9,915,151
自己株式	12,633	9,637
株主資本合計	10,774,467	10,811,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	696,249	852,764
土地再評価差額金	3,301,663	3,301,663
評価・換算差額等合計	3,997,913	4,154,427
新株予約権	24,150	24,150
純資産合計	14,796,530	14,989,732
負債純資産合計	25,000,333	25,146,041

(2)【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	5,570,280	6,709,197
売上原価	4,637,401	5,409,038
売上総利益	932,878	1,300,159
販売費及び一般管理費	1,826,903	1,991,089
営業利益	105,975	309,070
営業外収益		
受取利息	1,533	11,437
受取配当金	21,123	29,028
為替差益	-	6,265
その他	10,148	7,629
営業外収益合計	32,805	54,360
営業外費用		
支払利息	142	372
為替差損	123	-
賃貸費用	1,043	-
その他	992	103
営業外費用合計	2,302	476
経常利益	136,478	362,954
特別利益		
偶発損失引当金戻入額	10,700	-
特別利益合計	10,700	-
特別損失		
固定資産処分損	-	7,183
投資有価証券評価損	-	2,456
特別損失合計	-	9,640
税引前中間純利益	147,178	353,313
法人税等	37,000	98,000
中間純利益	110,178	255,313

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	147,178	353,313
減価償却費	242,696	281,280
賞与引当金の増減額(は減少)	13,000	23,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	33	39,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,100	-
製品保証引当金の増減額(は減少)	1,585	400
受注損失引当金の増減額(は減少)	66,600	15,600
受取利息及び受取配当金	22,656	40,465
支払利息	142	372
固定資産処分損益(は益)	-	7,183
投資有価証券評価損益(は益)	-	2,456
売上債権の増減額(は増加)	1,277,562	487,189
棚卸資産の増減額(は増加)	357,946	467,781
仕入債務の増減額(は減少)	479,547	334,774
その他	9,748	90,493
小計	876,799	198,281
利息及び配当金の受取額	28,293	42,621
法人税等の支払額	55,993	101,319
営業活動によるキャッシュ・フロー	849,100	139,584
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,400,000	2,600,000
定期預金の払戻による収入	3,000,000	1,800,000
長期預金の預入による支出	500,000	500,000
長期預金の払戻による収入	500,000	500,000
有形固定資産の取得による支出	189,325	376,524
無形固定資産の取得による支出	125,248	41,844
投資有価証券の取得による支出	200,499	616
保険積立金の積立による支出	3,216	150,846
ゴルフ会員権の取得による支出	2,000	-
その他	95	401
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,079,614	1,370,232
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	193,447	225,798
その他	3,336	11,822
財務活動によるキャッシュ・フロー	196,783	237,621
現金及び現金同等物に係る換算差額	68	7,129
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,731,861	1,475,399
現金及び現金同等物の期首残高	3,298,661	4,669,225
現金及び現金同等物の中間期末残高	15,030,523	13,193,826

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「保険積立金の積立による支出」は金額的重要性が増したため、当中間会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計年度の中間キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「その他」 12,964千円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」 9,748千円、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「保険積立金の積立による支出」 3,216千円として組み替えております。

(中間損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・報酬等	288,680千円	285,341千円
退職給付費用	16,329	14,304
賞与引当金繰入額	61,388	60,342
貸倒引当金繰入額	2,100	-

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	5,030,523千円	4,693,826千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	100,000	1,700,000
満期までの期間が3ヶ月以下の有価証券	100,000	200,000
現金及び現金同等物	5,030,523	3,193,826

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 5月13日 取締役会	普通株式	194,103	60.00	2024年 3月31日	2024年 6月 7日	利益剰余金

当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 5月12日 取締役会	普通株式	226,731	70.00	2025年 3月31日	2025年 6月 9日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発行日が当会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月10日 取締役会	普通株式	113,444	35.00	2025年 9月30日	2025年12月 5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は舶用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(収益の分解情報)

前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位 : 千円)

	主機関	部分品・修理工事	合計
売上高			
一時点で認識する収益	2,831,822 (38,000)	2,679,145	5,510,968
一定期間にわたり認識する収益	-	59,312	59,312
顧客との契約から生じる収益	2,831,822	2,738,457	5,570,280
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	2,831,822	2,738,457	5,570,280

(注) 「主機関」のうち、据付工事の立会による収益を() 内数で記載しております。

当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

(単位 : 千円)

	主機関	部分品・修理工事	合計
売上高			
一時点で認識する収益	3,961,049 (92,000)	2,683,102	6,644,151
一定期間にわたり認識する収益	-	65,046	65,046
顧客との契約から生じる収益	3,961,049	2,748,148	6,709,197
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	3,961,049	2,748,148	6,709,197

(注) 「主機関」のうち、据付工事の立会による収益を() 内数で記載しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	34円04銭	78円80銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	110,178	255,313
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	110,178	255,313
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,236	3,239
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	33円85銭	78円35銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	18	18
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 期末配当

2025年5月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....226百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....70円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2025年6月9日

(注) 2025年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

(2) 中間配当

2025年11月10日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....113百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....35円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2025年12月5日

(注) 2025年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月11日

阪神内燃機工業株式会社

取締役会御中

ひびき監査法人 大阪事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士 松本 勝幸

代表社員
業務執行社員

公認会計士 ト部 陽士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるとして判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。